

決 議 書

人権尊重は世界共通の理念であり、差別のない社会の実現は民主国家の理想達成の願いである。国においては、様々な人権に係る法整備がなされているが、いまだ差別や虐待等の人権侵害が発生している。

特に、わが国固有の人権問題である同和問題については、明治4（1871）年のいわゆる「解放令」は、同和問題の解決に向けた出発点になったが、十分な対策がとられず、強固な差別意識が残された。このため、戦後、国はそれまでの取組の反省に立ち、昭和40（1965）年の「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とした「同和対策審議会答申」を契機として総合的な対策が始められた。

また、差別撤廃を願う人びとによって大正11（1922）年には、わが国最初の人権宣言と言われている「水平社宣言」が出され、全国的な運動が展開されてきた。

しかし、このような同和問題解決に向けた長年にわたる取組にもかかわらず、一部週刊誌による部落差別を助長する報道や、インターネット上への部落地名総鑑の掲載、不動産会社による土地差別調査などの許しがたい差別事象が後を絶たない状況であり、これらを放置することは断じて許されるものではない。

このような中、特に企業・団体等による差別行為は社会的影響が大きく看過できないものであるため、国において「企業・団体等による部落差別撤廃のための法律」が早期に制定されるよう強く要望する必要があると考え、ここに決議する。

平成27年11月16日

「人権課題解決に向けた和歌山県集会」

参加者一同